

# 参考資料

---

## 参考資料1-1: 関係条文等(船員法)

### ○船員法(昭和22年法律第100号)

(航海の安全の確保)

第十四条の四 第八条から前条までに規定するもののほか、航海当直の実施、船舶の火災の予防、水密の保持その他航海の安全に関し船長の遵守すべき事項は、国土交通省令でこれを定める。

### ○船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)

(航海当直の実施)

第三条の五 次の各号に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直の編成及び航海当直を担当する者がとるべき措置について国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならない。

- 一 平水区域を航行区域とする船舶
- 二 専ら平水区域又は船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令(昭和三十八年政令第五十四号)別表の海面において従業する漁船

### ○航海当直基準(平成8年運輸省告示第704号)

I 総則

- 2 航海当直の実施に当たつては、次に掲げる事項に十分に配慮すること。  
(5) 航海当直をすべき職務を有する者が、酒気を帯びていないこと。

### ○商船等における飲酒対策について(平成18年国海運第51号)

3. 酒気帯び状態での当直が確認された場合の行政処分について

酒気帯び状態での当直が確認された場合には、船員法、海上運送法及び内航海運業法に基づき、以下のとおり厳格な行政処分を行うこととしたので、留意されたい。なお、運航労務監理官の監査に対しては、全面的に協力するよう運航管理者、船長、乗組員等を指導されたい。

- ①航海当直基準のI「総則」中2(4)においては、「航海当直をすべき職務を有する者が、酒気を帯びていないこと」と規定しており、酒気帯び状態での当直の実施は程度の如何にかかわらず禁じられているところであるが、特に、呼気1リットル中の濃度が0.15mg以上の状態における当直については悪質な違反として航海当直基準違反として戒告の対象となる。
- ②上記事実が安全管理規程における船舶運航事業者の義務に違反していることが確認された場合には、海上運送法及び内航海運業法に基づく安全確保命令の対象となる。

## 参考資料1－2：関係条文等（海上運送法等）

### ○海上運送法（昭和24年法律第187号）

（安全管理規程等）

第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

### ○内航海運業法（昭和27年法律第151号）

（安全管理規程等）

第九条 内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために内航海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

### ○安全管理規程（ひな形）（運航労務監理官の所掌事務及び事務処理要領について（平成18年国海運第38号）に基づく記載例）

（飲酒等の禁止）

第39条 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

2 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

旅客定期航路事業



長距離フェリー  
旅客定員: 748名



離島航路フェリー  
旅客定員: 50名

貨物定期航路事業



RORO船

旅客不定期航路事業



外航クルーズ船  
旅客定員: 534名



海上タクシー  
旅客定員: 10名程度

※届出事業を含む

貨物不定期航路事業



一般貨物船

種類	検知器	特徴
<p>ハンディタイプ (手に持って測定) (一万円程度～)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小型・軽量で持ち運びが可能。</li> <li>▶ 営業所内外で使用可能</li> <li>▶ 記録は、本体内部又は有線／無線で接続したPCに保存できるものもある</li> </ul>
<p>設置型 (検知器本体は 机に設置して測定) (数十万円程度～)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事務所に設置固定する形式。</li> <li>▶ 記録は、有線／無線で接続したPC又はサーバーに保存が可能</li> <li>▶ カメラ、カードリーダー等の「なりすまし」防止機器を接続可能なものもある</li> </ul>

**呼気を直接センサへ吹きかける方式  
(吹きかけ式)の特徴**

- ・呼気の測定道具(ストロー、マウスピース等)を使用せず検知器本体のみで計測が可能である。
- ・直接口が触れる部分がないので衛生的であり、連続使用が容易にできる。
- ・測定時に空気が混ざるため表示値に誤差が発生する可能性がある。
- ・簡易型の場合は、吹きかけた呼気にアルコールを検出した場合に反応し、それ以外は正常を示す仕様のものが多い。

**ストロー等を用いて一定流量通過後の  
呼気を吹き込む方式(ストロー式)の特徴**

- ・人による吹きかけ方法によらずばらつきが非常に少ない。
- ・一定量の呼気をもって判断する為、呼気中のアルコール濃度が正確に計測できる。
- ・アルコールを検出した場合に、すぐに連続測定ができない場合がある。
- ・衛生面から個人ごとに測定器具を保有する場合がある。

## 1. 複数日の航海を行う船舶(例:クルーズ船)

- 甲板部職員は、4時間交代勤務で一日2回の当直(8時間の勤務)、8時間の休憩。
- 船長は海峡航行時等には船橋において指揮。
- 機関部は、8時間で勤務(警報により、直ちに機関区域に行くことが措置されている船舶)
- 入出港時には、総員配置。



## 参考資料4-2: 船舶の乗員の業務形態の例(2)

### 2. 一日のうちで限られた時間運航する船舶(例: 離島航路の小型フェリー)

- 船長、機関長ともに、朝出勤し数時間の乗船後に交代。
- 事務所等に出勤することなく、直接船舶に乗船する場合もある。

	1日																						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
船舶の運航	船舶は一日の限られた時間を運航																						
船長1	出勤し、船舶で6時間勤務 (直接船舶に乗船する可能性もあり)																						
機関長2																							
船長2													出勤し、船舶で6時間勤務 (直接船舶に乗船する可能性もあり)										
機関長2																							

### 3. 旅客からの依頼に応じて運航する船舶(例: 海上タクシー)

- 旅客からの依頼により直接船舶に乗船して運航を開始。

	1日																							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
船舶の運航							依頼に応じて運航												依頼に応じて運航					
船長	個人事業であり、船舶に直接乗船																							7